

退職金財団に関する FAQ（よくあるご質問）

Q1：幼稚園に勤めると退職金はどのくらいもらえるのですか？

A1：退職金制度は給与の後払いという意味合いのものです。法定化された制度ではなく、退職金制度を設けなくても違法ではありません。しかし、終身雇用制を基本とした日本においては永年勤続を奨励する意味もあり広く採用されています。

幼稚園においても就業規則に退職金の規定を設けて、退職をする教職員に対し退職時に退職金を支給していますが、ほとんどの場合、埼玉県私立幼稚園教職員退職金財団に加盟し財団の規定に基づいて支給しています。（未加盟の幼稚園もあります）

退職金の金額は、退職前 2 年間の給与の平均額（平均標準給与）と勤務年数に基づいた支給乗率で決まります。例えば、下記のような条件で退職金を算出すると、表 1 のようになります。ただし、1 年未満で退職した場合には、退職金の支給はありません。長く勤めるほど支給乗率が上がり多額の退職金がもらえます。

表 1 勤務年数別退職金額（例）

（初任給 20 万円、昇給は、5 年目まで 4 千円、以降 5 千円と想定した場合）

勤務年数①	給与額(円)②	平均標準給与(円)③	支給乗率④	退職金額(円)⑤
1	200,000	200,000	0.6	120,000
5	216,000	215,000	3.0	645,000
10	241,000	240,000	6.5	1,560,000
20	291,000	285,000	16.0	4,560,000
30	341,000	340,000	29.6	10,064,000

注)

- 1 退職金額⑤＝退職時の平均標準給与③×在職期間に基づく支給乗率④
- 2 平均標準給与③は、退職前 2 年間の標準給与の平均です。（例外あり。）
- 3 標準給与の月額、給与月額を標準給与月額表にあてはめ求めます。
- 4 給与の額は幼稚園が独自に定めますが、支給乗率④は退職金財団の定めによります。
- 5 一定の条件下でのシミュレーションであくまでも目安です。

Q2：幼稚園と埼玉県私立幼稚園教職員退職金財団とはどんな関係にありますか。

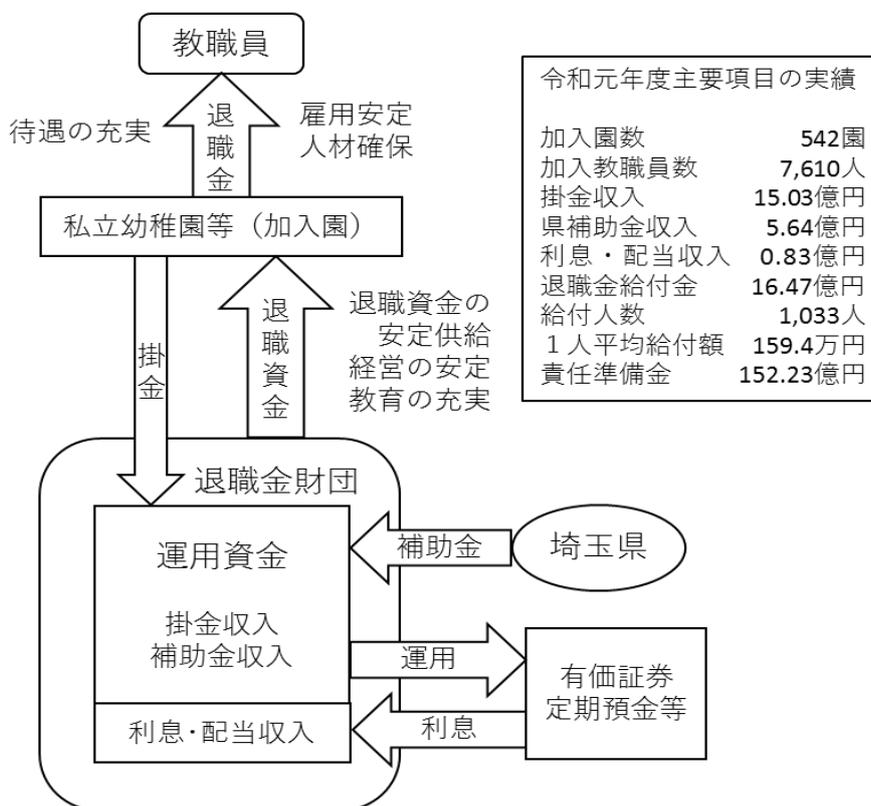
A2：退職者がした場合幼稚園が支払う退職金は、Q1-A1 の表からも分かるとおりの大変高額になる場合があります。幼稚園が独自に実施していたのでは資金繰りが厳しくなり、経営を圧迫しかねません。また、各幼稚園がバラバラに退職金額を定めていては、世間並みの退職金を貰える人と貰えない人が出て、退職者の不利益につながることも考えられます。

そこで、昭和 42 年に幼稚園が集まって退職金財団を作りました。各幼稚園は給与の額に応じた一定割合の金額を財団に拠出（掛金）し、財団はそれを元手に資金運用して利息を稼ぐとともに埼玉県からの補助金を得て、加盟幼稚園で退職者がした場合に幼稚園に対し退職金を支払うための退職手当資金を支給します。

このことにより、幼稚園は退職者がいても高額な退職金の支払いが発生しても資金の心配をする必要がなくなり、経営の安定化が図れます。また、退職者はどこの幼稚園に勤めていても同様の退職金を受け取ることができますから、安心して幼児教育に専念して働くことが

できます。したがって、退職金財団は幼稚園経営の安定化を図るとともに、保護者負担の軽減、教職員の福祉の増進などを通じて幼児教育の充実に寄与しています。（図1参照）

図1 公益財団法人埼玉県私立幼稚園教職員退職金財団の退職金給付事業と財団の概要



Q3：掛金は誰が支払うのですか。また、退職金を増やすために掛金を多くすることはできますか。

A3：退職金財団への掛金は、給与の一部として幼稚園が支払います。教職員の方が負担するものではありません。また、掛金額は、標準給与に一定の掛金率（令和2年度現在67/1000）をかけて算出した金額で、幼稚園やその教職員が退職手当資金を増やすために掛金を多くしたり、逆に少なくしたりすることはできません。

幼稚園が退職者に支給する退職金の金額は、財団が規定に基づいて幼稚園に支給した退職手当資金の額を下回ることはできません。しかし、幼稚園が独自に上乘せをして退職金を支給することは可能で、教職員の権利と幼稚園の独自性は担保されています。

何らかの理由（懲戒免職等）で幼稚園等が教職員に退職金を支払わない場合には、財団は幼稚園に対して退職手当資金を支給しません。

Q4：退職金から差し引かれる税金はどのくらいですか。

A4：退職金にかかる所得税は、退職金額から勤続年数による退職所得控除額を差し引いた課税退職所得に課税されます。退職所得控除額は、次の表のように計算します。

表 2 退職所得控除の計算式

勤続年数(A)	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × 勤続年数(A) (80 万円に満たない場合には、80 万円)
20 年超	800 万円 + 70 万円 × (勤続年数(A) - 20 年)

この計算式を Q1-A1 の表 1 に当てはめて課税退職所得額を算出すると以下のとおりです。

表 3 課税退職所得額の計算

勤務年数 (A)	退職金額 表 1 の⑤	計 算	退職所得 控除額⑥	課税退職 所得額⑦
1	120,000	80 万円未満	800,000	0
5	645,000	40 万円 × 5	2,000,000	0
10	1,560,000	40 万円 × 10	4,000,000	0
20	4,560,000	40 万円 × 20	8,000,000	0
30	10,064,000	800 万円 + 70 万円 × (30 - 20)	15,000,000	0

表 3 のとおり、ほとんどの場合退職金額⑤より退職所得控除額⑥の方が多くなるため、課税退職所得額⑦が 0 円となり退職金に課税されることはありません。ただし、幼稚園が独自に永年功労のあった人などに上乘せ支給をする場合などには課税対象となる場合があります。その場合の税額計算については、国税局のホームページ等を参照してください。

Q5： 同じ勤務年数で給与額もほぼ同額の人より退職金が少なかったのですが。

A5： 勤務年数が同じで平均標準給与が同じであれば退職金の金額は同じになるはずですが。しかし、勤務の途中で育児休業などで休んでいた期間があるとその期間は勤務年数から差し引かれます。一般的に育児休業期間は無給となり、掛金の支払いも免除となります。この期間を中断期間といいます。退職金は、勤務期間における功労に対する報酬といった側面があるため、勤務期間に中断期間があると、同じ年に就職し同じ年に退職したとしても退職金支給にかかる勤務年数が少なくなり、支給乗率が下がるため退職金が少なくなります。中断期間などがない場合、幼稚園独自の退職金規程による上乘せ支給があったか、なかったかによる場合が考えられます。

Q6： 公益財団法人埼玉県私立幼稚園教職員退職金財団とはどのような法人ですか。

A6： 公益財団法人とは、平成 20 年 12 月 1 日施行の「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設立される法人です。公益財団法人として設立できるのは、公益を目的とする 23 の事業に限定されます。公益的事業として認められるのは「学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう」とされています。

埼玉県私立幼稚園教職員退職金財団は、Q1-A1 から Q3-A3 にあるように直接的には埼玉県内 543 の幼稚園等の経営の安定とその教職員 7,822 人の福祉の増進に、間接的には埼玉県全体の幼児教育の振興に寄与している公益性が認定されて、平成 25 年に公益財団法人に移行し、税制の優遇措置を受けることができました。

Q7：退職金は退職するとすぐに貰えますか。

A7：幼稚園は、一般的に退職金財団からの退職資金の給付を受けて退職者に退職金を支給します。退職金財団が退職資金の給付を行うためには、幼稚園が退職者の掛金を退職月分まで支払っている必要があります。その月の掛金は、翌月の 18 日に幼稚園の口座から引き落としになるため、退職金財団は掛金の入金を確認後、退職資金給付の手続きに入ります。したがって、幼稚園が退職者に退職金を支給するのは、退職月の翌々月の 18 日以降になります。

Q8：退職金財団に加入していない幼稚園が加入した場合、加入以前から勤務している教職員の退職金はどうなりますか。

A8：退職金財団の規約では、教職員が退職金財団に登録され資格取得をした月から退職した月までを勤続期間とします。したがって、退職金財団加入以前の勤務については退職金財団からの退職資金支給の対象とはなりません。

Q9：今現在の退職金の金額を知りたいのですが。

A9：退職金財団は、毎年 2 月末から 3 月はじめ頃に、その年の年度末で退職した場合の全加入教職員の個別の退職金額を幼稚園にお知らせしていますので、幼稚園にお問い合わせください。退職金財団から個別にお知らせはしていません。

Q10：みなし定年とはどういうことですか。

A10：教職員が 10 年以上勤めて 65 歳に達した場合、実際には退職せずに勤務を続けていても、その年度末で定年退職したものとみなし、退職金の金額をその年度末で確定するものです。(勤務年数が 10 年未満の場合、65 歳を過ぎ勤続 10 年に達した年の年度末) これ以降、幼稚園は、みなし定年に達した教職員の掛金の支払いはしなくてよくなります。実際には退職していませんので、退職金の支給はありません。確定した退職金は、退職金財団がお預かりをしています。

平成 21 年度からは、みなし定年に達した教職員の退職資金を年長者の分から予算の範囲内で幼稚園に移管して幼稚園での管理をお願いしております。移管された退職資金は、実際に退職したときに幼稚園から退職者に支給されます。退職前に当該教職員に支給した場合、一時所得として課税対象となり、多額の税金の支払いが発生することになりますのでご注意ください。